高石市空き家対策補助金申請　手引き

高石市空き家対策補助金を利用される場合は「高石市空き家対策補助金交付要綱」を十分に理解されてから申請の手続きを行って下さい。

①申請

空き家バンク登録物件の売却､購入及び賃貸借契約が完了してから６０日以内に高石市空き家対策補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して申請して下さい。

（１）契約書の写し
（２）諸経費に係る見積書又は金額がわかる書類
（３）世帯全員の個人情報の閲覧に関する同意書

②事業の開始

高石市空き家対策補助金交付決定通知書（様式第２号）が届きましたら、各種補助事業を着手して下さい。

③申請の取下げ、中止、内容の変更

申請の取下げ、中止、内容の変更がございましたら、高石市空き家対策補助金交付決定変更申請書兼取下書（様式第３号）を提出して下さい。

④実績報告

補助対象事業が完了しましたら、高石市空き家対策補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添付して、おおむね９０日以内に提出して下さい。ただし、不要物撤去事業の補助を申請している場合は、下記の（１）住民票の写しの提出は必要ありません。

（１）住民票の写し（世帯全員の続柄が記載されていること）
（２）補助対象経費がわかる諸費用の領収書の写し
（３）事業が完了したことがわかる書類

⑤補助金の請求

高石市空き家対策補助金確定通知書（様式第６号）が届きましたら、高石市空き家対策補助金請求書（様式第７号）を提出して下さい。